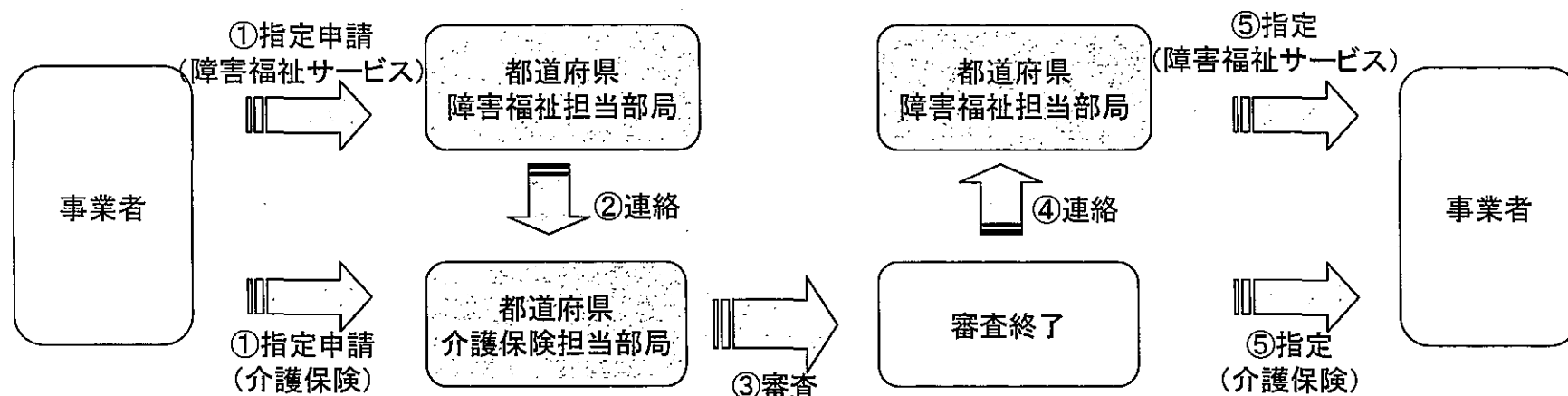


# コムスの事業移行に伴う障害福祉サービスの事業者指定の流れ

(指定訪問介護事業者に係る指定と併せて指定する場合)

コムスから移行先事業者へ事業移行することに伴い、介護サービス事業者と障害福祉サービス事業者の指定を同日付で行う必要があるが、介護保険法上の指定訪問介護事業者等の指定に係る審査を終了したことをもって、基準を満たしていると判断し、障害者自立支援法による指定居宅介護等事業者の指定を行って差し支えないので、指定に当たっては介護保険担当部局と十分に連携を図って対応すること



## <参考>

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」  
(平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) -抄-

### (6) 人員の特例要件について

#### ① 介護保険との関係

介護保険法による指定訪問介護事業者及び指定介護予防訪問介護事業者が、法による指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定行動援護の事業を行う場合は、当該介護保険法上の指定を受けていることをもって、基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。

(注) 障害福祉サービス単独で指定する場合は、指定に係る審査を障害福祉担当部局で行うこととなるが、指定事務のスケジュール等は、介護サービス事業所と同様であるので、必要に応じ介護保険担当部局と連携を図って対応すること